

平成 27 年 3 月 16 日

各 位

会 社 名 アキュセラ・インク (Acucela Inc.)
代 表 者 名 社長兼最高経営責任者および暫定最高財務責任者
ブライアン・オカラガン
(コード番号：4589 東証マザーズ)
問 合 せ 先 アキュセラ・インク (Acucela Inc.)
日本事務所 ディレクター 須賀川 朋美
(TEL：03-5789-5872 (代表))
代 理 人 ベーカー&マッケンジー法律事務所 (外国法共同事業)
弁護士 高橋 謙 (TEL：03-6271-9900)

**SBI社および窪田良氏による臨時株主総会開催の申立てに対する裁判所命令および
臨時株主総会開催について**

シアトル市 (2015年 3 月 15 日 (米国西海岸標準時間)) – 世界中で数百万人が罹患している視力を脅かす眼疾患の進行を遅らせることにより治療を目指す革新的な治療薬の探索および開発に取り組んでいる、臨床開発段階のバイオ製薬企業であるアキュセラ・インク (以下「当社」といいます。) は、SBIホールディングス株式会社およびその一定の関連会社 (以下「SBI社」と総称します。) ならびに当社のファウンダー兼会長である窪田良氏による、ワシントン州裁判所に対する臨時株主総会開催の申立てに関するヒアリングの結果、2015年 3 月 13 日 (米国西海岸標準時間) にワシントン州裁判所より、裁判所命令を受けましたのでお知らせいたします。また、当社は裁判所命令を受けて、下記の通り臨時株主総会を開催することを決定いたしました。

裁判所命令の内容

2015年 5 月 1 日 (米国西海岸標準時間) までに臨時株主総会を開催し、可及的速やかに開催に係わる日時を告知すること。

臨時株主総会の日程

基準日：2015年 3 月 20 日 (日本時間)

臨時株主総会開催日：2015年 5 月 1 日 (米国西海岸標準時間)

臨時株主総会開催場所：当社米国本社 (ワシントン州、シアトル市)

基準日付の株主名簿および実質株主名簿に登録された株主をもって上記臨時株主総会において議決権を行使すべき株主といたします。

なお、2015年定時株主総会は、既に開示している通り、2015年 6 月 8 日午後 1 時 (米国西海岸標準時間) にシアトル市、ワシントン州の本社で開催いたします。

当社見解

当社は引き続き、将来に向けた企業発展に注力し、株主価値の最大化を目指すと共に、治療薬が必要とされる領域において患者のために尽力して参ります。また、当社は現経営陣が株主価値最大化のため不可欠と考えるため、SBI社より受領した株主提案に対しては反対意見を推奨させて頂く予定です。

なお、当社は上記裁判所命令に対して、不服申し立てを含めたあらゆる可能性を検討しています。

以上

アキュセラ・インク (Acucela Inc.) について

アキュセラ・インク（日本語サイト：www.acucela.jp）は、世界中で数百万人が罹患している視力を脅かす眼疾患の進行を遅らせることにより治療を目指す革新的な治療薬の探索および開発に取り組んでいる、臨床開発段階のバイオ製薬企業です。当社と大塚製薬株式会社は、現在、当社が独自に創製した視覚サイクルモジュレーションに基づく地図状萎縮を伴うドライ型加齢黄斑変性の治療薬「エミクススタト塩酸塩」および高眼圧症または開放隅角緑内障に対する治療薬「OPA-6566」の共同開発を行っています。

追加情報

本プレスリリースは、当社の取締役の選任についての委任状闘争に関する資料とみなされる可能性があります。当社は、SECおよび東京証券取引所に委任状勧誘書類を提出する予定です。**投資家および株主の皆様は、重要な情報を含む委任状勧誘書類ならびに当社がSECおよび東京証券取引所に提出済のまたは提出予定のその他の関連書類を、入手可能になり次第ご確認くださるようお願いいたします。**投資家および株主の皆様は、委任状勧誘書類およびその他の関連する書類を、SECのウェブサイト（www.sec.gov）適時開示情報閲覧サービス（https://www.release.tdnet.info/inbs/I_main_00.html）または98101ワシントン州、シアトル市、セカンド・アベニュー1301、スイート4200、アキュセラ・インクまたは当社ウェブサイトのインベスター・リレーションズに関するページ（<http://ir.acucela.com/>）（<http://ir.acucela.jp>）より無料で入手可能です。

委任状勧誘の参加者

当社ならびに当社取締役、執行役員、その他経営陣メンバーおよび従業員は、当社の取締役の選任についての委任状闘争に関する委任状勧誘の参加者であるとみなされる可能性があります。委任状闘争における当社取締役および執行役員の利益に関する情報は、当社の最終的な委任状勧誘書類に記載されません。